○農林水産省告示第千二百九十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定するとと畜場をいい、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）に係るものに限る。以下同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿によるとと畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用し

改正前

一　窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1)　（略）

(2)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	（略）	（略）	一・二　（略） 三　牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防する